

2026 年 8 月からの高額療養費制度の見直しについて

高額療養費制度とは

医療機関等の窓口で支払う医療費が、法定で定められた自己負担額を超えた場合、個人の所得に応じて定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。

今回の見直しでは、医療制度全体の持続可能性の確保から、**月額上限の引き上げ**により追加のご負担をお願いする一方『多数該当』は据え置き、**新たに年間上限を設ける**ことで長期療養者や極めて高額な治療が必要な方、低所得者へのセーフティーネット機能の強化が目的とされています。

◇見直しのポイント① 『月額上限の引き上げ』

- ・1ヶ月あたりの医療費の自己負担限度額が所得区分ごとに引き上げられます。
- ※各所得区分の引き上げ額については下表を参照ください。

◇見直しのポイント② 『年間上限の新設』

- ・1年間（8月～翌年7月）の医療費の自己負担額に対して上限額が設定されます。
- ・年間上限を超えて支払った自己負担分については、1年間で合算し南海健保より還付されます。

		2026 年 7 月 31 日まで	2026 年 8 月 1 日～（見直し後）	
所得 区分	標準報酬月額	【月額上限】 <多数回該当>	【月額上限】 <多数回該当>	【年間上限】
ア	83 万円以上	252,600 円+1 % <140,100 円>	270,300 円+1 % <140,100 円>	168 万円
イ	53 万円～ 79 万円	167,100 円+1 % <93,000 円>	179,100 円+1 % <93,000 円>	111 万円
ウ	28 万円～ 50 万円	80,100 円+1 % <44,400 円>	85,800 円+1 % <44,400 円>	53 万円
エ	26 万円以下	57,500 円 <44,400 円>	61,500 円 <44,400 円>	53 万円
オ	住民税非課税	35,400 円 <24,600 円>	36,900 円 <24,600 円>	29 万円

※2027 年 8 月に「所得区分の細分化」等が予定されています。

詳細については下の URL をご覧ください。（厚生労働省参照：高額療養費制度を利用される皆さまへ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryohoken/juuyou/kougakuiryou/index.html

お問い合わせ先

南海電気鉄道健康保険組合 06-6632-8417【社線 2345】